

新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一 略</p> <p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1. 通則 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 平均障害程度区分等が変動した場合の取扱いについて 生活介護及び施設入所支援について、4月1日の時点において前年度の利用者の入退所の状況等により、平均障害程度区分等が変動し、前年度よりも低い報酬区分となる場合においては、前年度の報酬区分に係る人員基準が満たされていれば、4月1日から9月30日までの間、前年度と同様の報酬区分を適用することができるものとする。 また、この場合において、当該4月1日から9月30日までの間の利用者の平均障害程度区分等が、この間の利用者の入退所の状況等により、前年度の報酬区分に係る平均障害程度区分等を満たす場合にあっては、10月1日以降についても前年度の報酬区分を適用することができるものとする。 <u>なお、4月1日の時点において、平均障害程度区分の変動とともに、大幅に定員が増減する場合など、前年度の利用者の実績と当該年度の実態が乖離することが明らかな場合については、(6)②(-)に定める取</u></p>	<p>第一 略</p> <p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1. 通則 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 平均障害程度区分等が変動した場合の取扱いについて 生活介護及び施設入所支援について、4月1日の時点において前年度の利用者の入退所の状況等により、平均障害程度区分等が変動し、前年度よりも低い報酬区分となる場合においては、前年度の報酬区分に係る人員基準が満たされていれば、4月1日から9月30日までの間、前年度と同様の報酬区分を適用することができるものとする。 また、この場合において、当該4月1日から9月30日までの間の利用者の平均障害程度区分等が、この間の利用者の入退所の状況等により、前年度の報酬区分に係る平均障害程度区分等を満たす場合にあっては、10月1日以降についても前年度の報酬区分を適用することができるものとする。</p>

扱いを準用して差し支えないものとする。

(8) 略

(9) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

①～③ 略

④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。）に 100 分の150 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の125 を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の施設の場合

30 人×22 日×3 月=1,980 人

(8) 略

(9) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

①～③ 略

⑤ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)まで及び⑤において同じ。）に 100 分の120 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の110 を乗じて得た数に、60 を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

ウ 経過措置

平成 20 年 3 月 31 日までの間については、ア中「利用定員に 100 分の 120 を乗じて得た数」を「利用定員 14 人以下の場合にあつては利用定員に 3 を加えた数、利用定員 15 人以上 50 人以下の場合にあつては利用定員に 100 分の 120 を乗じて得た数」と読み替えて適用するものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の105 を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の施設の場合

30 人×22 日×3 月=1,980 人

1,980人×1.25=2,475人（受入れ可能延べ利用者数）

※ 3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、当該多機能型事業所等の利用定員の合計数に基づいて、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出し、これを当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスにおけるサービスごとの利用定員で按分して得た人数に、サービスごとの利用定員を加えて得た人数を超える場合に、当該サービスの利用者全員について減算を行うものとする。

(例1) 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

40人×150%=60人（利用定員を超える受入れ可能人数
→ 20人）

各サービスの利用定員で次のとおり20人を按分。

- ・ 生活介護 → 20人×20人/40人=10人
- ・ 自立訓練（生活訓練） → 20人×10人/40人=5人
- ・ 就労継続支援B型 → 20人×10人/40人=5人

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

- ・ 生活介護 → 30人
- ・ 自立訓練（生活訓練） → 15人
- ・ 就労継続支援B型 → 15人

1,980人×1.05=2,079人（受入れ可能延べ利用者数）

※ 3月間の総延べ利用者数が2,079人を超える場合に減算となる。

イ 経過措置

平成20年3月31日までの間については、ア中「利用定員に100分の120を乗じて得た数」を「利用定員14人以下の場合にあっては利用定員に3を加えた数、利用定員15人以上50人以下の場合にあっては利用定員に100分の120を乗じて得た数」と読み替えて適用するものとする。

(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、当該多機能型事業所等の利用定員の合計数に基づいて、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出し、これを当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスにおけるサービスごとの利用定員で按分して得た人数に、サービスごとの利用定員を加えて得た人数を超える場合に、当該サービスの利用者全員について減算を行うものとする。

(例1) 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

40人×120%=48人（利用定員を超える受入れ可能人数
→ 8人）

各サービスの利用定員で次のとおり8人を按分。

- ・ 生活介護 → 8人×20人/40人=4人
- ・ 自立訓練（生活訓練） → 8人×10人/40人=2人
- ・ 就労継続支援B型 → 8人×10人/40人=2人

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

- ・ 生活介護 → 24人
- ・ 自立訓練（生活訓練） → 12人
- ・ 就労継続支援B型 → 12人

(例2) 利用定員 40 人、1 月の開所日数が 22 日の多機能型事業所
(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人) の場合の過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算

$$40 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 2,640 \text{ 人}$$

$$2,640 \text{ 人} \times 125\% = 3,300 \text{ 人 (利用定員を超える受入れ可能人数)} \rightarrow 3,300 \text{ 人} - 2,640 \text{ 人} = 660 \text{ 人}$$

各サービスの利用定員で次のとおり 660 人を按分。

- ・ 生活介護 → $660 \text{ 人} \times 20 \text{ 人} / 40 \text{ 人} = 330 \text{ 人}$
 - ・ 自立訓練(生活訓練) → $660 \text{ 人} \times 10 \text{ 人} / 40 \text{ 人} = 165 \text{ 人}$
 - ・ 就労継続支援 B 型 → $660 \text{ 人} \times 10 \text{ 人} / 40 \text{ 人} = 165 \text{ 人}$
- サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。
- ・ 生活介護 → $20 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + 330 \text{ 人} = 1,650 \text{ 人}$
 - ・ 自立訓練(生活訓練) → $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + 165 \text{ 人} = 825 \text{ 人}$
 - ・ 就労継続支援 B 型 → $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + 165 \text{ 人} = 825 \text{ 人}$

⑤～⑥ 略

⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業所等については、減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

(10)～(14) 略

2. 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

①～④ 略

⑤ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」(以下「通院等介助(身体介護を伴う場合)」という。)又は「通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合」(以下「通院等介助

(例2) 利用定員 40 人、1 月の開所日数が 22 日の多機能型事業所
(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援 B 型の利用定員 10 人) の場合の過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算

$$40 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 2,640 \text{ 人}$$

$$2,640 \text{ 人} \times 105\% = 2,772 \text{ 人 (利用定員を超える受入れ可能人数)} \rightarrow 2,772 \text{ 人} - 2,640 \text{ 人} = 132 \text{ 人}$$

各サービスの利用定員で次のとおり 132 人を按分。

- ・ 生活介護 → $132 \text{ 人} \times 20 \text{ 人} / 40 \text{ 人} = 66 \text{ 人}$
 - ・ 自立訓練(生活訓練) → $132 \text{ 人} \times 10 \text{ 人} / 40 \text{ 人} = 33 \text{ 人}$
 - ・ 就労継続支援 B 型 → $132 \text{ 人} \times 10 \text{ 人} / 40 \text{ 人} = 33 \text{ 人}$
- サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。
- ・ 生活介護 → $20 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + 66 \text{ 人} = 1,386 \text{ 人}$
 - ・ 自立訓練(生活訓練) → $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + 33 \text{ 人} = 693 \text{ 人}$
 - ・ 就労継続支援 B 型 → $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + 33 \text{ 人} = 693 \text{ 人}$

⑤～⑥ 略

⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(10)～(14) 略

2. 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

①～④ 略

（身体介護を伴わない場合）」という。）（以下「通院等介助」と総称する。）の単位を算定する場合

利用目的について、「通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のため」とは、病院への通院等を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署を訪れる場合、指定相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」（以下「通院等乗降介助」という。）としての通院等の介助と同じものである。

⑥ 「通院等乗降介助」の単位を算定する場合

(一) 指定居宅介護事業者が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。

(二)～(三) 略

(削除)

(四) 略

⑤ 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」の単位を算定する場合

(一) 指定居宅介護事業者が「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」（以下「通院等乗降介助」という。）にいう介助を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、「通院介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」（以下「通院介助（身体介護を伴う場合）」という。）又は「通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」（以下「通院介助（身体介護を伴わない場合）」という。）の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。

(二)～(三) 略

(四) 利用目的について、「通院等のため」とは、「通院介助（身体介護を伴う場合）」又は「通院介助（身体介護を伴わない場合）」（以下「通院介助」と総称する。）としての通院等の介助と同じものである。

(五) 略

(五) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。

(以下略)

(六) 略

⑦ 「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の区分 「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

(以下略)

⑧ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分

「通院等乗降介助」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の対象者には適用しないものであること。

⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 略

(二) 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合
(以下略)

(六) 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院介助」として算定できない。

(以下略)

(七) 略

⑥ 「通院等乗降介助」と「通院介助（身体介護を伴う場合）」の区分 「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

(以下略)

⑦ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分

「通院等乗降介助」又は「通院介助（身体介護を伴う場合）」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院介助（身体介護を伴わない場合）」の対象者には適用しないものであること。

⑧ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 略

(二) 「通院介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合
(以下略)

(三) 略

(四) 「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の単位を算定する場合（以下略）

(五)～(六) 略

⑩ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い

(一) 「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。
（以下略）

(二) 「家事援助中心型」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」
（以下略）

⑪～⑬ 略

(2) 略

(3) 行動援護サービス費

① 行動援護の対象者について

区分3以上に該当する者であって、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号。以下「行動援護基準」という。）の別表に掲げる行動関連項目の合計点数が8点以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）である者

②～⑧ 略

(4)～(8) 略

(9) 共同生活介護サービス費

① 略

② 共同生活介護サービス費について

(一) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただし、次のア又はイに該当するものに対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、1日につき210単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）

(三) 略

(四) 「通院介助（身体介護を伴わない場合）」の単位を算定する場合（以下略）

(五)～(六) 略

⑨ 居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い

(一) 「身体介護中心型」又は「通院介助（身体介護を伴う場合）」次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。
（以下略）

(二) 「家事援助中心型」、「通院介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」
（以下略）

⑩～⑫ 略

(2) 略

(3) 行動援護サービス費

① 行動援護の対象者について

区分3以上に該当する者であって、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号。以下「行動援護基準」という。）の別表に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）である者

②～⑧ 略

(4)～(8) 略

(9) 共同生活介護サービス費

① 略

② 共同生活介護サービス費について

(一) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただし、重度訪問介護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5及び区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介

ア 重度訪問介護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5及び区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者」という。）

イ 区分4、区分5及び区分6に該当する者であり、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（居宅における身体介護が中心である場合に限る。）の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける利用者」という。）

(ア) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること

(イ) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること

(二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合に、利用者の障害程度区分にかかわらず、1日につき142単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

また、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者又は当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者又は経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者に限る。）を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者又は経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者に限る。）を算定することができる。

③～④ 略

⑤ 重度障害者支援加算の取扱い

護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者」という。）に対し、指定共同生活介護を行った場合にあつては、障害程度区分にかかわらず、1日につき210単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

(二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合に、利用者の障害程度区分にかかわらず、1日につき142単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

また、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者又は当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者が、共同生活住居内において居宅介護及び重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。

③～④ 略

⑤ 重度障害者支援加算の取扱い

報酬告示第9の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に2名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者については、この加算を算定することができない。

(以下略)

⑥ 日中介護等支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の4の日中介護等支援加算については、現に指定共同生活介護を利用する者のうち、区分4以上であるものが、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス又は通所による旧法施設支援を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者については、この加算を算定することができない。

(二) 略

⑦ 略

⑧ 入院時支援特別加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院

報酬告示第9の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に2名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

(以下略)

⑥ 日中介護等支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の4の日中介護等支援加算については、現に指定共同生活介護を利用する者のうち、区分4以上であるものが、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス又は通所による旧法施設支援を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

(二) 略

⑦ 略

⑧ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第9の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合

の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。

(二) 報酬告示第9の6のイが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、6のロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6のイを算定する。

(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。

(四) 指定共同生活介護事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手續や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。

(五) 入院時支援特別加算は、⑨の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。

計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入居する指定共同生活介護事業所の共同生活住居の近隣に家族等の居宅がある場合であつて、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第9の6のイが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、6のロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6のイを算定する。

入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。

(例1) 入院期間が10月20日から11月29日までの場合

- ・ 10月20日 入院…所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 10月21日～31日(11日間) …1,122単位(1回/月)を算定可
- ・ 11月1日～28日(28日間) …1,122単位(1回/月)を算定可
- ・ 11月29日 退院…所定単位数(本体報酬)を算定

(例2) 入院期間が12月2日から12月9日及び12月16日から12月23日までの場合

- ・ 12月2日 入院…所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 12月3日～8日(6日間) …所定単位数(本体報酬)を算定不可
- ・ 12月9日 退院…所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 12月16日 入院…所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 12月17日～22日(6日間) …所定単位数(本体報酬)を算定不可
- ・ 12月23日 退院…所定単位数(本体報酬)を算定

※ この事例については、本体報酬を算定できない日数が1月につき12日であることから、1,122単位(1回/月)を算定する。

⑨ 長期入院時支援特別加算の取扱い

- (一) 報酬告示第9の6の2の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- (二) 報酬告示9の6の2の長期入院時支援特別加算が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。
また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
- (三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。
- (四) 指定共同生活介護事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。
- (五) 長期入院時支援特別加算は、⑧の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。
- (六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。

⑩ 帰宅時支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の7の帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。

(二) 指定共同生活介護事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ共同生活介護計画の見直しを行う必要があること。

(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。

(四) 帰宅時支援加算は、⑩の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。

⑨ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第9の7の帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅において外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。

なお、指定共同生活介護事業所は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、必要に応じ共同生活介護計画の見直しを行う必要があること。

なお、外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。

(例) 10月において、毎週金曜日の夜に実家へ帰り、月曜日の夜に指定共同生活介護事業所へ戻る場合

- ・ 10月6日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 10月7日(土)～8日(日) (2日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可
- ・ 10月9日(月) 指定共同生活介護事業所に戻る・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 10月13日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 10月14日(土)～15日(日) (2日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可
- ・ 10月16日(月) 指定共同生活介護事業所に戻る・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 10月20日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定
- ・ 10月21日(土)～22日(日) (2日間)・・・所定単位数

⑩ 長期帰宅時支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の7の2の長期帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定共同生活介護事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(二) 指定共同生活介護事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ共同生活介護計画の見直しを行う必要があること。

(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。

(四) 長期帰宅時支援加算は、⑩の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における

(本体報酬)を算定不可

・ 10月23日(月) 指定共同生活介護事業所に戻る…所定単位数(本体報酬)を算定可

・ 10月27日(金) 帰省…所定単位数(本体報酬)を算定

・ 10月28日(土)～29日(日) (2日間)…所定単位数(本体報酬)を算定不可

・ 10月30日(月) 指定共同生活介護事業所に戻る…所定単位数(本体報酬)を算定

※ この事例については、本体報酬を算定できない日数が1月につき8日あることから、374単位(1回/月)を算定する。

2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。

(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。

⑫ 小規模事業加算の取扱い

報酬告示第9の8の小規模事業加算については、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、平成18年10月1日以降、指定共同生活介護事業所へ転換した事業所の入居定員が4人又は5人である場合に算定する（平成21年3月31日までの経過措置）ものとし、入居定員等に関する具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 略

(二) 複数の共同生活住居を有する指定共同生活介護事業所である場合の取扱い

ア 専任の世話人が配置されている共同生活住居がある場合
専任の世話人が配置されている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員（一体型事業所については、一体型指定共同生活介護事業所の入居定員と、一体型指定共同生活援助事業所の入居定員との合計数とする。）が4人又は5人である場合に、当該共同生活住居ごとに、利用者全員について算定する。

⑩ 小規模事業加算の取扱い

報酬告示第9の8の小規模事業加算については、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、平成18年10月1日以降、指定共同生活介護事業所へ転換した事業所の入居定員が4人又は5人である場合に算定する（平成21年3月31日までの経過措置）ものとし、入居定員等に関する具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

なお、平成20年度については、平成19年度までにおける加算額の2分の1となることに留意すること。

(一) 略

(二) 複数の共同生活住居を有する指定共同生活介護事業所である場合の取扱い

ア 専任の世話人が配置されている共同生活住居がある場合
専任の世話人が配置されている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員（一体型事業所については、一体型指定共同生活介護事業所の入居定員と、一体型指定共同生活援助事業所の入居定員との合計数とする。）が4人又は5人である場合に、当該共同生活住居ごとに、利用者全員について算定する。

ただし、複数の共同生活住居間の距離が、当該複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲（原則として、世話人に係る業務を適切に遂行することが可能な範囲として、個々の共同生活住居間を概ね10分程度で移動することができる範囲であること。）にある場合については、当該複数の共同生活住居を1つの共同生活住居とみなし、入居定員についても当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数とする。

なお、平成20年3月31日までの間の経過措置として、

イ 略

(三) 世話人の配置

「共同生活住居ごとに専任で世話人を配置する」とは、指定障害福祉サービス基準の規定による世話人の配置基準を満たした上で、この加算の算定対象となる共同生活住居ごとに1人以上の世話人を配置する必要があること。

なお、1人の世話人が担当できる共同生活住居は1つとする。

(以下略)

⑬ 小規模事業夜間支援体制加算の取扱い

報酬告示第9の9の小規模事業夜間支援体制加算については、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、平成18年10月1日以降、指定共同生活介護事業所へ転換し、かつ、(-)の要件を満たす事業所の共同生活住居(一体型事業所の共同生活住居を含む。)のうち、指定共同生活介護を利用する区分2以上の夜間支援対象利用者が10人未満のものについて、平成21年3月31日までの間、算定することができるものとする。

(-) 略

(二) 加算額等

1人の夜間支援従事者が支援する利用者の数及び当該利用者の障害程度区分に応じ算定する。この場合の「利用者の数」とは、都道府県知事に届け出た区分2以上の利用者の数とする。

また、この加算及び夜間支援体制加算の両方の要件を満た

各共同生活住居間の距離が当該範囲内である場合であっても、共同生活住居ごとの入居定員に応じ、この加算を算定することができるものとする。

イ 略

(三) 世話人の配置

「共同生活住居ごとに専任で世話人を配置する」とは、指定障害福祉サービス基準の規定による世話人の配置基準を満たした上で、この加算の算定対象となる共同生活住居ごとに1人以上の世話人を配置する必要があること。

なお、1人の世話人が担当できる共同生活住居(複数の共同生活住居がその位置関係により、1つの共同生活住居とみなされる場合にあつては、当該1つとみなされる共同生活住居)は1つとする。

(以下略)

⑪ 小規模事業夜間支援体制加算の取扱い

報酬告示第9の9の小規模事業夜間支援体制加算については、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、平成18年10月1日以降、指定共同生活介護事業所へ転換し、かつ、(-)の要件を満たす事業所の共同生活住居(一体型事業所の共同生活住居を含む。)のうち、指定共同生活介護を利用する区分2以上の夜間支援対象利用者が10人未満のものについて、平成21年3月31日までの間、算定することができるものとする。

(-) 略

(二) 加算額等

1人の夜間支援従事者が支援する利用者の数及び当該利用者の障害程度区分に応じ算定する。この場合の「利用者の数」とは、都道府県知事に届け出た区分2以上の利用者の数とする。

なお、平成20年度については、平成19年度までにおける加算額の2分の1となることに留意すること。

また、この加算及び夜間支援体制加算の両方の要件を満たす

す場合については、これら両方の加算を同時に算定することができるものであること。

(以下略)

(10) 施設入所支援サービス費

①～⑤ 略

⑥ 長期入院等支援加算

- (一) 報酬告示第10の4の2の長期入院等支援加算については、利用者が⑤の入院・外泊時加算が算定される期間を超えて入院・外泊した際、入院にあつては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）について、1日につき所定単位数を算定するものであること。
- (二) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(一)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
- (三) 長期入院等支援加算の算定に当たって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで長期入院等支援加算の算定が可能であること。
- (四) 長期入院等支援加算は、入院・外泊時加算を8日間算定した場合に算定できるものであること。ただし、入院・外泊時加算が算定できない月にあつてはこの限りではないが、その場合、当該月の日数から8日を控除した日数を限度として算定できるものであること。
- (五) ⑤の(二)については、長期入院等支援加算の場合も同じ取扱

場合については、これら両方の加算を同時に算定することができるものであること。

(以下略)

(10) 施設入所支援サービス費

①～⑤ 略

いであること。

- (六) 長期入院等支援加算は、⑧の入院時支援特別加算を算定する月については算定できないこと。この場合にあって、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院等支援加算を算定することは可能であること。

- ⑦ 地域移行加算の取扱い
(略)

- ⑧ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第10の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。

また、報酬告示第10の6の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、6の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6の(1)を算定する。

- ⑨ 栄養管理体制加算の取扱い
(略)

3. 訓練等給付

(1)～(4) 略

(5) 就労継続支援B型サービス費

① (-)～(三) 略

- ⑥ 地域移行加算の取扱い
(略)

- ⑦ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第10の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合にあって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第10の6の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、6の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6の(1)を算定する。

- ⑧ 栄養管理体制加算の取扱い
(略)

3. 訓練等給付

(1)～(4) 略

(5) 就労継続支援B型サービス費

① (-)～(三) 略

(四) 平成24年3月31日までの間に限り、(-)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者

② 就労継続支援B型サービス費の区分について
(略)

(一) 就労継続支援B型サービス費(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50(特定旧法指定施設が就労継続支援B型を行う場合にあつては、平成21年3月31日までの間に限り、100分の10とする。)以上である指定就労継続支援B型事業所であつて、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。

(二) 略

(三) 略

③～④ 略

⑤ 目標工賃達成加算の取扱い

報酬告示第15の4の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。また、このほか、この加算に関する留意事項については別途通知する。

(一)～(二) 略

(三) 申請時期及び申請先

加算に関する申請と同時に、当該年度の目標工賃及び前年度の工賃実績を都道府県に対し提出すること。

(四) 目標工賃達成加算の要件

目標工賃達成加算(I)

ア 原則として、前年度の工賃実績(※1)が前々年度の工

(四) 平成21年3月31日までの間に限り、(-)から(三)までのいずれにも該当しない者であつて、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者

② 就労継続支援B型サービス費の区分について
(略)

(一) 就労継続支援B型サービス費(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50(特定旧法指定施設が就労継続支援B型を行う場合にあつては、平成21年3月31日までの間に限り、100分の20とする。)以上である指定就労継続支援B型事業所であつて、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。

(二) 略

(三) 略

③～④ 略

⑤ 目標工賃達成加算の取扱い

報酬告示第15の4の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。また、このほか、この加算に関する留意事項については別途通知する。

(一)～(二) 略

(三) 申請時期及び申請先

ア 加算に関する申請と同時に、当該年度の目標工賃及び前年度の工賃実績を都道府県に対し提出すること。

イ 平成18年度においては、指定申請時に、平成17年度の工賃実績を報告するとともに、当該指定時から平成19年3月までの目標工賃を提出し、平成19年4月において、当該指定からの平成18年度における工賃実績及び平成19年度の目標工賃を提出すること。

(四) 目標工賃達成加算の要件

ア 前年度の調整後の工賃実績(※1)が目標工賃以上であ

賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※2）を除く）。

イ 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の3分の1（※3）以上であること。

ウ 前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。

目標工賃達成加算（Ⅱ）

ア 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合を除く）。

イ 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃（※4）の100分の80に相当する額を超えていること。

ウ 「工賃倍増5か年計画」へ積極的に参加していること及び「工賃引上げ計画」を作成（予定を含む）していること。

※1 前年度の工賃実績

(i) 前年度の工賃実績に基づくものとする。

(ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動があった場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

※3 (i) 時給の場合

前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上

ること。

イ 原則として、前年度の調整後の工賃実績が前々年度の調整後の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※2）を除く）。

ウ 前年度の調整後の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1（※3）以上であること。

※1 調整後の工賃実績

(i) 新規利用者については、利用開始から1年に達するまでの間、工賃実績から除外することを可能とする。

(ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動があった場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

※3 (i) 時給の場合

調整後の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上

(ii) 日給の場合

平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」に定める「事業所毎の平均工賃（賃金）の算定方法（事業所から都道府県への報告）」に従い算出した時給額が、前年度の各都道府県の最低賃金の 3 分の 1 以上

(iii) 月給の場合

(ii) に同じ

※4 各都道府県の施設種別平均工賃

(i) 前年度の年度途中で旧体系から就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合、前年度の当初において該当する施設種別から算定すること。

(ii) 各都道府県の平均工賃は前年度のものを使用すること。

(例) 平成 19 年 10 月に就労継続支援 B 型事業所へ移行した身体障害者通所授産施設の場合の目標工賃達成加算（Ⅱ）の算定要件

平成 20 年 4 月時点で、

①ア 平成 18 年度の身体障害者通所授産施設時の工賃を算出

イ 平成 19 年 4 月から 9 月の身体障害者通所授産施設の工賃実績と 10 月から 3 月までの就労継続支援 B 型事業所の工賃実績を合算し算出

ウ 上記アとイを比較し、イがアを上回っていること。

② 平成 19 年度の各都道府県の身体障害者

(ii) 日給の場合

調整後の日給工賃実績を 5（時間）で除して得た額が、前年度の各都道府県の最低賃金の 3 分の 1 以上（1 日当たりの利用時間が 3 時間以下の者の工賃は、工賃実績から除外する。）

(iii) 月給の場合

調整後の月給工賃実績を 110（5 時間×22 日）で除して得た額が前年度の各都道府県の最低賃金の 3 分の 1 以上

通所授産施設の平均工賃と上記①のイの工賃実績を比較し、80%以上となっていること。

⑥～⑩ 略

(5) 共同生活援助サービス費

①～⑤ 略

⑥ 長期入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第16の3の2の長期入院時支援特別加算については、2の(9)の⑨を準用する。

⑦ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第16の4の帰宅時支援加算については、2の(9)の⑩を準用する。

⑧ 長期帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第16の4の2の長期帰宅時支援加算については、2の(9)の⑪を準用する。

⑨ 小規模事業加算の取扱い

報酬告示第16の5の小規模事業加算については、2の(9)の⑫を準用する。

第三 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定旧法施設支援単位数表（平成18年厚生労働省告示第522号。以下「旧法施設支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 利用率の低い施設に対する激変緩和のための加算の取扱いについて

(1)～(3) 略

(4) 平成20年4月以降の取扱い

① 通所による旧身体障害者授産施設支援又は通所による旧知的障害者授産施設支援以外の指定旧法施設支援を行った場合

加算算定基準数に乗じる区分Aの所定単位数については、平成20年3月31日厚生労働省告示第190号による改正前の区分Aの単位数とすること。

② 通所による旧身体障害者授産施設支援又は通所による旧知的障害者授産施設支援を行った場合

⑥～⑩ 略

(5) 共同生活援助サービス費

①～⑤ 略

⑥ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第16の4の帰宅時支援加算については、2の(9)の⑨を準用する。

⑦ 小規模事業加算の取扱い

報酬告示第16の5の小規模事業加算については、2の(9)の⑩を準用する。

第三 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定旧法施設支援単位数表（平成18年厚生労働省告示第522号。以下「旧法施設支援報酬告示」という。）に関する事項

1. 利用率の低い施設に対する激変緩和のための加算の取扱いについて

(1)～(3) 略

加算算定基準単位数を算定する際に用いる区分Aの所定単位数又は精神障害者に係る所定単位数については、平成20年3月31日厚生労働省告示第190号による改正前の区分Aの単位数又は精神障害者に係る所定単位数とすること。

2～10 略

2～10 略